

新・山形県議会活性化検討委員会  
検討結果中間報告書

平成20年11月26日

新・山形県議会活性化検討委員会

## 新・山形県議会活性化検討委員会における検討結果（中間報告）

本委員会は、平成 20 年 4 月 21 日に議会運営委員会の小委員会として設置され、以来、地方分権改革の進展等を踏まえた、本県議会のより一層の活性化方策等について、検討を重ねて参りました。

検討においては、「山形県議会活性化検討委員会報告（平成 13 年 3 月 1 日）」（以下「前回の報告」という。）に基づく、議会活性化のための取組みの成果等について検証を行うとともに、情勢の変化に対応した新たな課題について、具体的な検討項目を設定し、早期に実施すべき項目などについて優先的に検討を行って参りました。

この度、その検討結果及び今後の検討にあたっての方向性について、以下のとおり中間報告として取りまとめましたので報告します。

### 1 前回の報告に対する取組状況の検証について（別紙 1 参照）

前回の報告では、「新しい時代を拓く山形県議会」の実現に向けて、「開かれた県議会」、「提言する県議会」、「活動する県議会」を 3 つの基本目標として掲げ、各目標に沿った具体的な取組みが示された。

以後、議会活性化のため様々な取組みを積極的に展開し、目標に向かって着実な進展が図られているところである。

#### （1）「開かれた県議会」について

情報公開制度や個人情報保護制度に対応した諸規程の整備とともに、委員会記録の公開や議会ホームページの開設及び活用による議会活動の積極的な情報公開に努め、また、傍聴しやすい環境整備のため、委員会室への音響設備や県庁ロビーなどへの庁内テレビモニターの導入など、「開かれた県議会」が推進されてきている。

また、最近では、委員会記録のホームページでの公開や議会インターネット中継の開始、総合支庁でのテレビ中継を行うなど、県民が議会審議に関する情報を得やすい環境づくりに努めている。

#### （2）「提言する県議会」について

平成 13 年度に、全国で初めて、議会の総意による政策提言を行うための検討組織を立ち上げ、知事への直接提言という形で、昨年度までの 7 年間に 16 項目にわたり提言を行ってきている。

また、総合支庁制度の発足に伴い開始した地域議員協議会や各省庁との意見交換会を開催するなど、政策提言に資するための場の設定に努めた。

さらに、政策提言の基礎活動となる政務調査活動のための「山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号）」を制定し、平成19年度にはその活動の一層の透明性の確保などが図られるよう見直しを行っている。

### （3）「活動する県議会」について

議会審議の活性化、円滑化のための取組みとして、決算分科会の審査日数の増、審査時期の前倒しや、請願の取扱いの見直し、政策提言の補佐機能強化を図るための事務局体制の改編などを行っている。

また、平成18年には、「宮城県・山形県議会交流議員連盟」を設立し、両県地域の一層の発展と交流の拡大のための調査事業の取組みなども行われている。

## 2 検討結果について

### （1）情報提供の充実について

議会活動について、県民からより一層理解を深めてもらえるよう、議会ホームページに、委員会視察の概要や海外行政視察の概要、議長の交際費の支出状況を新たに掲載することとし、情報提供の充実を図るものとする。

【最終報告に向けて検討する事項】 会議録の早期配付について など

### （2）委員会活動のあり方について

#### ① 委員会開催日数について

常任委員会及び特別委員会（予算・決算を除く。）の開催日数については、定例会及び閉会中とも、現行の日数を引き続き確保する。

#### ② 審議時間について

常任委員会及び特別委員会（予算・決算を除く。）の審議時間については、午前中の審議に加え、さらに審議を要すると認められる場合には、委員長の判断により午後も引き続き行うなど、委員会審議の一層の充実を図るため、十分な時間を確保するよう努めるものとする。

#### ③ 質疑形態について

常任・特別委員会（予算・決算を除く。）において、委員が質疑を行う際には、委員が自らの判断において、起立して質疑を行うことについて制限しないこととする。

#### ④ 参考人制度の活用等について

委員会審議における重要事案について、審議の徹底を期するため、広く関係者の意見を委員会審議に反映させるための参考人制度の有効活用を図るものとする。

#### ⑤ 視察のあり方について

委員会の視察については、これまでの視察日程等にこだわらず、現行の視察日数の範囲内において、委員会審議のため、より効率的かつ効果的な視察が行えるよう、弾力的な実施（※1）に努めるものとする。

また、視察の実施にあたっては、できる限り県民や関係者の意見を幅広く聴く機会の確保に努めるものとする。

※1

【弾力的な視察実施内容】

- ・ 県内視察は、日帰りや1泊2日での視察についても考慮する。
- ・ 県外視察は、2泊3日の視察についても考慮する。
- ・ 県内視察と連携した近県視察についても考慮する。

#### ⑥ 特別委員会のあり方について

特別委員会は、当面、委員会数及び委員定数とも現行どおりとする。

ただし、県民生活に重大な影響を及ぼすと思慮される事案や、部局横断的な重要な県政課題が惹起したような場合には、集中審議を行うなど、審議の活性化を図るものとする。

#### ⑦ 予算・決算特別委員会での対面式質問について

予算・決算特別委員会での審議については、議会と執行部が真摯に向かい合っている姿勢をより明確にし、質疑者・答弁者双方がより緊張感を持った審議が展開されるよう、質疑者と答弁者が対面する方式に見直しを行うこととする（別紙2参照）。

なお、2011年（平成23年）の放送のデジタル化完全移行に対応した関連機器整備の検討に合わせ、配置について再検討を行うこととする。

【最終報告に向けて検討する事項】 移動委員会について（地域議員協議会のあり方などと一体的に協議） など

### (3) 政策提言等のあり方について

政策提言については、より効果的な提言を行うため、提言内容のさらなる重点化や、提言形成過程等における大学との連携、検討組織のあり方、また、提言の効果についての調査検証（フォローアップ）のあり方などについて引き続き検討を行う。

【最終報告に向けて検討する事項】 新たな政策条例の検討のあり方 など

### (4) 県民に身近な議会活動の推進について

#### ① 会期と日程案の公表時期について

現在、概ね1週間前の議会運営委員会において協議・決定後、公表している各定例会の会期と日程については、議会に対する県民の関心を高め、県民が傍聴しやすい環境の確保が図られるよう、概ね1ヵ月前に会期と日程案の見通しについての情報を提供することとする。

#### ② 県議会 130 周年記念行事について

平成21年2月27日に議会130周年を迎えることから、県民に、より議会を身近に感じてもらい、理解を得られるよう記念行事の実施について検討を行う。

【最終報告に向けて検討する事項】 議会運営（開議時間）のあり方 など

### (5) 情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について

#### ① 応招旅費等のあり方について

議会の招集に応じた際の議員の費用弁償（応招旅費）については、透明性の確保や県民への説明責任の観点から、本県における費用弁償の見直しや他都道府県議会での見直しの状況も踏まえ、見直しを行うことし、その具体的な見直し内容については引き続き検討を行うこととする。

また、その他応招旅費の見直しに併せて必要となる諸規程等の整備についても検討を行う。

## ② 海外行政視察のあり方について

今任期中は従来どおりとするが、実施にあたっては、①経費の節減、②より効果的な視察になるよう十分配慮する。

なお、次期改選後におけるあり方については、他県の動向なども見極めながら、改めて検討を行うものとする。

## ③ 政務調査活動のあり方について

政務調査活動については、現在、各会派及び各議員において、積極的な調査活動が展開されているところであり、昨年は、調査活動の透明性が確保されるよう条例の見直しが行われたところである。

政務調査活動のあり方については、これまでの活動の実績などを踏まえたうえで、課題を整理し改めて検討を行う。

なお、今年度は、円滑な調査のための環境整備などについて検討を行う。

**【最終報告に向けて検討する事項】** 地方分権社会にふさわしい議員の役割及び身分の明確化、議員倫理の向上、政務調査活動、議会運営（会期・日程）のあり方について など

## 3 今後の検討について

今後も、中間報告を行った項目のほかに、地方分権改革の進展にふさわしい議会や議員のあり方、議会の活性化方策などについての検討をさらに深めるため、政策立案機能の強化、県民に身近な議会活動の推進、近隣県議会などとの連携などの広域行政の推進の観点から検討を行い、今年度中に最終報告を行う。

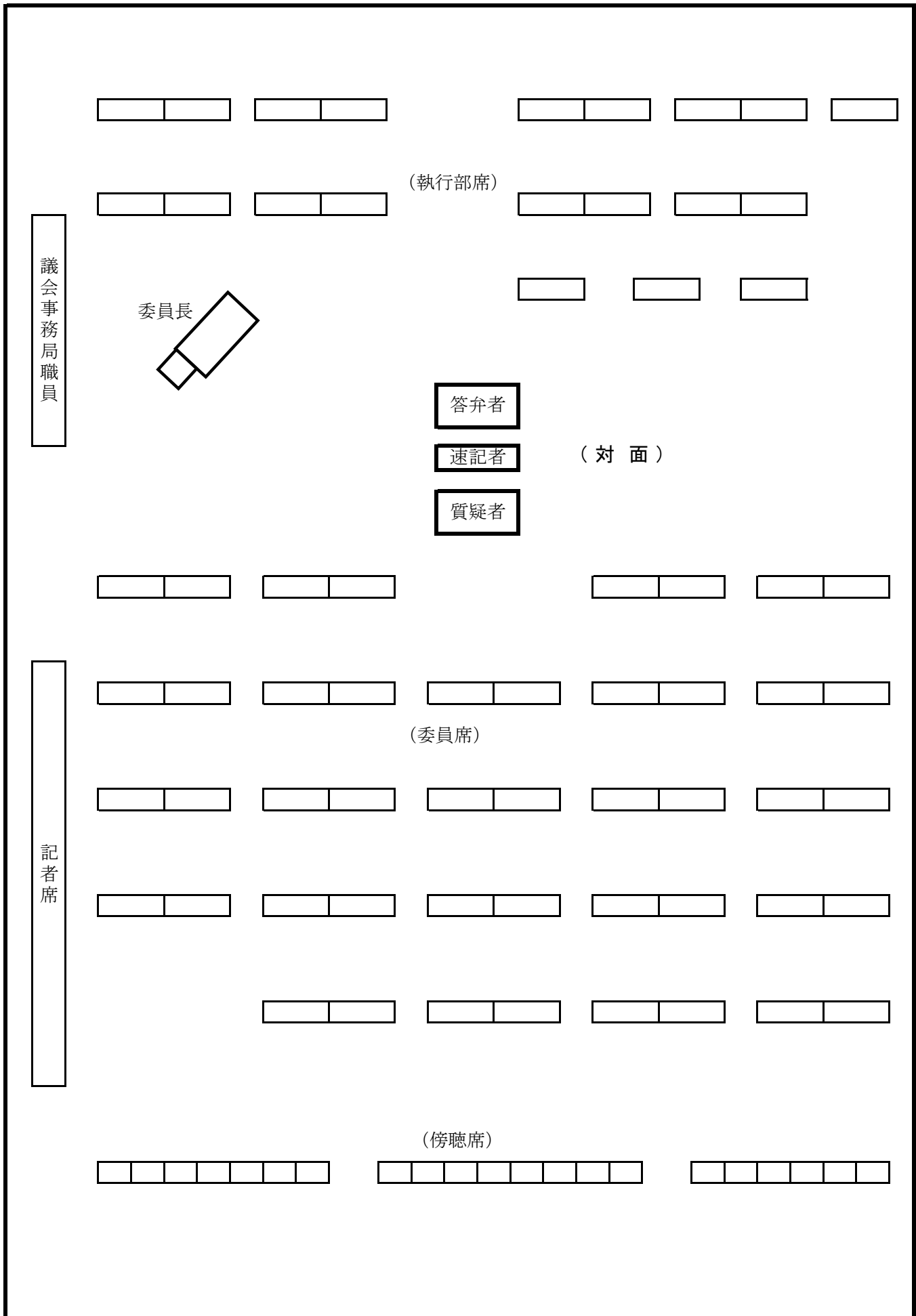
### 今後の検討予定項目

- (1) 地域議員協議会のあり方について
- (2) 広域行政の推進について（市町村議会や近隣県議会との連携など）
- (3) いわゆる議会基本条例の制定について

山形県議会活性化検討委員会報告(平成13年3月1日)に対する取組状況について

基本目標	展開施策	具体的内容	取組状況	最近の取組状況
開かれた県議会	①委員会記録の作成・公表	委員会記録を整備し、図書室で閲覧に供する	平成13年6月定例会の委員会記録から対応	平成19年6月定例会分からは、ホームページに掲載
		委員会審議へ録音機器を利用	平成13年6月定例会から導入	
	②インターネットホームページの開設	県議会ホームページの開設	平成13年3月1日開設	平成18年6月定例会から、本会議のインターネット中継を開始。平成19年6月定例会から予算特別委員会、平成19年9月定例会から決算特別委員会の中継を開始
		会議録のデータベース化	平成14年6月25日から県議会ホームページで運用開始 平成12年2月定例会分から検索可能	
	③情報公開制度への対応	総務課に担当者の配置、窓口の設置	平成13年4月から対応	
	④個人情報保護制度の創設	個人情報保護制度の導入	平成12年11月定例会において、議会を実施機関に加える「山形県個人情報保護条例」の条例改正を行い、個人情報保護制度を導入	個人情報保護関連法の公布(H17年度から施行)に伴い、平成16年度に、個人情報の利用停止権や個人情報に関する漏洩等に対する処罰規定を加えるなど関連諸規定を改正
	⑤聞き取りやすい傍聴制度の改善	委員会室にマイク、スピーカーを整備	平成13年6月定例会に導入	
⑥庁内モニターテレビの導入	県庁1階ロビーなどに視聴モニターテレビを設置	平成13年度中に設置	平成18年2月定例会からは、総合支庁ロビーでも中継を開始	
提言する県議会	①政策提言のための検討の場の設置	政策提言のための検討の場の設置	平成13年6月26日「山形県議会政策検討協議会」を設置し、政策提言を実施、以降毎年度政策提言を実施	
	②政務調査費交付のための条例提案	政務調査費交付条例の制定	平成13年3月15日議員発議により、「山形県政務調査費の交付に関する条例」を制定(同年4月1日施行)	政務調査費の透明性の向上を図るとともに、より一層活発な政務調査活動がなされるよう、平成19年度に政務調査費等検討委員会で検討し、収支報告における領収書添付を義務付けるなどの条例改正を実施
	③総合支庁に対応した協議会・小委員会の設置等	地域議員協議会の設置	平成13年7月6日 地域議員協議会設置を議運決定以降毎年度2回開催している。	
	④国の機関との意見交換	省庁との意見交換会の実施	平成13年度から議会主体で「省庁との意見交換会」を開催	
活動する県議会	①委員会審議の活性化	委員会での対面式質疑について検討したが、現状維持の結論	—	
		委員会数について検討したが、現状維持の結論	—	
	②常任委員会のあり方	視察における広範なニーズの把握に努力	平成13年度議会活性化検討委員会の審議において、政策提言など議会活性化に向けた今後の推移等を踏まえて、必要に応じて議運で協議することとされた。	
		委員会の審議結果を提言するためのシステムの構築		
		公立、私立の学校教育問題を同一の委員会で審議出来る体制	平成18年度から執行部の所管事務の移管により対応	
	③決算特別委員会分科会の充実	決算分科会の開催日数の増(1日から2日)	平成13年11月定例会から対応	平成18年度からは、分科会開催を前倒して、10月末に開催
	④請願の取扱い	提出期限の変更(委員会付託3日前→定例会開会日)	平成13年3月16日 議会運営委員会で先例改正	
		提出部数の変更(2部→1部)	先例改正以降対応	
	⑤議長の権限明確化と公平な議会運営の確保	議長の権限の明確化	政務調査費の調査権、政治倫理審査会の設置や措置権限などを明確化	
		正副議長の一層の公平な議会運営	—	
⑥議会棟の情報化推進	議員用パソコンの設置	平成13年5月 図書室に1台設置、平成15年11月 1台増設		
	執務室でのインターネット接続関連施設の整備	各会派において対応		
⑦事務局の改編	3課から2課1室(政策調査室の設置)へ改編	平成13年4月1日組織改編対応 総務課、議事調査課(政策調査室)		

予算特別委員会室配置図



## 新・山形県議会活性化検討委員会設置要綱

### 1 設置目的

新しい時代を拓く山形県議会を目指して、これまで取り組んできた「開かれた県議会」、「提言する県議会」、「活動する県議会」の成果を検証しながら、地方分権推進改革が進展する中、市町村合併の推進や地方議会活動のあり方に関する議論の高まりなど昨今の情勢の変化をも踏まえて、本県議会のより一層の活性化方策について検討するための検討機関を設置する。

### 2 名称

この検討機関は、「新・山形県議会活性化検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### 3 位置付け

委員会は、山形県議会会議規則第 70 条の規定により議会運営委員会に設置する小委員会とする。

### 4 構成及び正副委員長

委員会は、議会運営委員会委員のうち、委員 7 名をもって構成し、正副委員長は、委員の互選により決定する。

### 5 検討事項

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 山形県議会活性化検討委員会報告（平成 13 年 3 月 1 日）に基づく取組みの成果の検証と今後の対応に関すること
- (2) 新たな課題に対応した議員及び議会活動のあり方並びに活性化に関すること
- (3) その他必要な事項

### 6 検討結果報告

委員会は、検討を終了したときは、議会運営委員会に報告するものとする。なお、必要がある場合は、検討状況等について適宜報告するものとする。

### 7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議のうえ決定する。

附則 この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

## 新・山形県議会活性化検討委員会委員

委員長 森田 廣 (自由民主党)

副委員長 海鋒 孝志 (山形県民クラブ)

委員 小池 克敏 (自由民主党)

委員 児玉 太 (自由民主党)

委員 金澤 忠一 (自由民主党)

委員 土田 広志 (県政・公明クラブ)

委員 鈴木 正法 (自由民主党)

## 新・山形県議会活性化検討委員会開催状況

- 第1回委員会 平成20年4月21日
- ①正副委員長の互選
  - ②今後の検討スケジュールについて
  - ③山形県議会活性化検討委員会報告（平成13年3月1日）に対する取組状況について
- 第2回委員会 平成20年5月23日
- ①検討項目（案）について
- 第3回委員会 平成20年7月3日
- ①検討項目（案）について
- 第4回委員会 平成20年7月11日
- ①検討項目（案）について
  - ②検討順序及び具体的な検討スケジュール（案）について
  - ③情報提供の充実について
  - ④会期と日程案の公表時期について
- 第5回委員会 平成20年7月14日
- ①交際費等のホームページ掲載イメージ（案）について
  - ②委員会活動のあり方について
    - ・開催日数、審議時間、質疑形態
    - ・視察のあり方（視察日数、視察先）
    - ・特別委員会の設置のあり方
  - ③情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について
    - ・応招旅費等のあり方
    - ・海外視察のあり方
- 第6回委員会 平成20年8月20日
- ①委員会活動のあり方について
    - ・開催日数、審議時間、質疑形態
    - ・視察のあり方（視察日数、視察先）
    - ・特別委員会の設置のあり方
  - ②情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について
    - ・応招旅費等のあり方
    - ・海外視察のあり方

第7回委員会 平成20年9月18日

- ①前回の協議・意見内容について
- ②委員会活動のあり方について
  - ・開催日数、審議時間、質疑形態
  - ・視察のあり方（視察日数、視察先）
  - ・特別委員会の設置のあり方
- ③情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について
  - ・応招旅費等のあり方
  - ・海外視察のあり方
- ④委員会活動のあり方について
  - ・参考人制度の活用等のあり方について
  - ・予算・決算特別委員会での対面式質問

第8回委員会 平成20年9月30日

- ①委員会活動のあり方について
  - ・参考人制度の活用等のあり方について
  - ・予算・決算特別委員会での対面式質問

第9回委員会 平成20年10月2日

- ①政策提言等のあり方について
  - ・提言内容の重点化について
- ②情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について
  - ・政務調査活動について
  - ・議会基本条例の制定について

第10回委員会 平成20年10月9日

- ①政策提言等のあり方について
  - ・提言内容の重点化について
- ②情勢の変化に対応した議員及びその活動のあり方について
  - ・政務調査活動について
  - ・議会基本条例の制定について
- ③中間報告（案）について

第11回委員会 平成20年11月6日

- ①中間報告（案）について